

有害鳥獣用防護柵配布事業について

○配布について

配布対象の防護柵	今回受付	備考
①電気柵	R8 年度要望 及び R7 年度追加要望	段数は3段、ソーラー電源式のを予定 (R7年度は、株式会社アポロ製、電線線径 3.0 mm、ポール全長 900 mm直径 14 mmの電気 柵を配布しました。(メーカー・仕様は変更に なる可能性があります。))
②ワイヤーメッシュ柵	R8 年度要望のみ	山際や集落を囲むのに適しています。
③金網柵		

《配布時期（予定）》（配布時期は前後する可能性があります。）

R8 年度要望の場合……………令和 8 年 9 月

R7 年度追加要望の場合………令和 8 年 1 月

（○ページの「(参考) スケジュール」をご参照ください）

《注意点》

- ・ 予算の都合上、申請者全員に配布出来ない場合があります。
- ・ R7 年度追加要望での申込の場合、配布から設置期限まであまり時間がございませんのでご注意下さい。

○要望調査回答方法

提出書類：有害鳥獣用防護柵配布事業 要望調査票

提出先：佐倉市農政課（メール、郵送、窓口へ持ち込み）

※窓口の受付時間は8時30分～17時15分（12時～13時は昼休み時間
ですのでお控えいただけますと幸いです。）また、土日祝は受け付けており
ませんので、窓口へ持ち込む際はお気をつけ下さい。

提出締切：R8 年度要望……………令和 8 年 1 月 7 日（水）

R7 年度追加要望………令和 7 年 11 月 28 日（金）

○要望調査票は佐倉市農政課で配布している他、

佐倉市ホームページからダウンロードもできます。

○次ページ以降の配布要件・スケジュールをよく確認して
回答をしてください。



佐倉市ホームページ
「有害鳥獣用防護柵配布事業の
要望調査の実施について」

○配布要件

- 1, 対象地区の農地の耕作者または地権者で、かつ、**隣接する** 3 戸以上でまとめて設置すること。

《対象地区》

○佐倉地区

大佐倉、大佐倉干拓、飯田、飯田干拓、岩名、萩山新田、萩山新田干拓、土浮、土浮干拓、飯野、飯野干拓、飯野町、下根、下根町、山崎、鹿島干拓

○和田地区

寒風、直弥、上別所、米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、高崎、坪山新田

※「3 戸以上」の要件について

3 戸以上には土地の耕作者と地権者を数えることができます。

ただし、同じ経営体の場合は 1 戸と数えます。

また、耕作者・地権者は農地台帳にて確認させていただきます。

(具体例)

・農地 1 耕作者・地権者ともに A さん

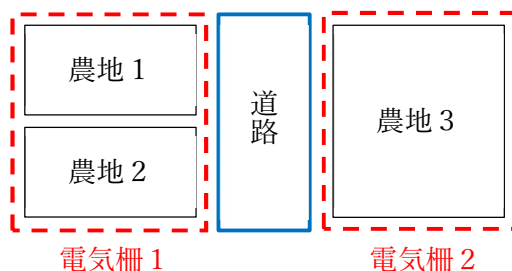
農地 2 耕作者が B さん、地権者が C さん

以上の場合、農地 1 と農地 2 をまとめて囲うことで 3 戸以上を満たします。

※「隣接する」の要件について

基本的には 3 戸以上の隣接する農地を 1 つの電気柵でまとめて設置する必要があります。ただし、道路や水路を挟んだ農地を別に囲む場合も「隣接する」の要件に含まれます。そのため、道路や水路を挟んだ農地の耕作者・地権者も戸数に数えることができます。

(具体例)



←左の図では、電気柵 1 と電気柵 2 を合わせて一か所と数えます。そのため、農地 1～3 の中に耕作者・地権者が 3 名いれば補助要件を満たすことができます。

2. 設置について自力施工が行えること。

※配布後の設置はご自身で行っていただきます。

※配布後、必ず設置期限内に設置を行ってください。

※設置後に国・県による検査が入る場合があります。

3. 定期的に草刈りの実施等、適正な維持管理ができること。

※防護柵の耐用年数の間は設置及び維持管理をしていただきます。

・電気柵の耐用年数 8年

・ワイヤーメッシュ柵、金網柵の耐用年数 14年

※適正な管理ができているか、定期的に見回りを行う場合があります。

4. 農作物被害があること

※設置費用に対して被害が少ない場合、配布できない場合があります。

(参考) スケジュール

《R8 年度要望の場合》

令和7年10月	申請受付開始
令和8年1月7日	申請受付締切
令和8年5月	配布可否を通知
令和8年9月	防護柵配布
令和8年12月	防護柵設置期限

《R7 年度追加要望の場合》

令和7年10月	申請受付開始
令和7年11月28日	申請受付締切
令和7年12月	配布可否を通知
令和8年1月	防護柵配布
令和8年2月	防護柵設置期限

※スケジュールは前後する可能性があります。

○有害鳥獣用防護柵配布事業 説明会の開催について

有害鳥獣用防護柵配布事業の要件や申請方法等について、説明会にて詳細に説明させていただきます。お申込みを検討されている方は、ぜひご参加下さい。

【第1回 有害鳥獣用防護柵配布事業 説明会】

1. 日時 令和7年11月1日（土）午後2時～3時
2. 場所 和田ふるさと館 ホール

【第2回 有害鳥獣用防護柵配布事業 説明会】

1. 日時 令和7年11月5日（水）午前10時～11時
2. 場所 佐倉草ぶえの丘 研修室

※各会場に駐車場はございますが、台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越し下さい。

※各回で地区の縛りはございませんので、どちらに参加していただいても構いません。

○佐倉市独自の電気柵補助について

佐倉市では、独自の電気柵の補助事業も設けております。有害鳥獣用防護柵配布事業の活用が難しい場合には、こちらの活用もご検討ください。

【補助事業名】

佐倉市農産物保全対策事業補助金 農作物保護対策事業

【補助内容】

①補助対象経費

イノシシ及びアライグマ、ハクビシンその他の小型獣から農作物を守るための電気柵導入等に係る経費

②補助限度額 10万円

③補助率 1／2以内

④補助対象者

以下のいずれかを満たしている者

- ・耕地面積を30a以上有する者
- ・申請時から1年以内の農畜産物の販売金額が50万円以上の者
- ・申請書の提出日の属する事業年度の前年度の農畜産物の販売金額が50万円以上の者